

環

境

環

境

環 境 行 政

1. 環境政策

平成28年6月、環境の保全及び創造に向けての基本的事項を定めた「池田市環境基本条例」を制定した。今後も、本条例の理念にのっとり、市民が健康で文化的な生活を営むことができるように、「池田市新環境基本計画」の取り組みを進めていく。

低炭素社会の実現向け、住宅用・非住宅用太陽光発電システムおよび家庭用燃料電池システムの設置に対する補助制度や、雨水貯留タンク設置に対する助成制度を実施している。

「サイクル&エコカーニバル」や「エコ活動報告会」の開催などを通じて、市民、事業者への環境に関する啓発を行っている。また、次代を担う子どもたちに対しては市内小学校において環境出前授業を実施するとともに、計画的・全市的に環境学習を推進するために、「池田市環境学習基本方針」を策定し、教育委員会と協働して継続的な環境学習推進の仕組みづくりに取り組み、環境教育の推進に努めている。

3Rの取り組みの拠点である3R推進センターでは、リユースショップの運営や環境講座等を実施し、3Rについて広く普及啓発を行うとともに、リユースショップの売り上げを活用して、平成23年度に太陽光市民共同発電所第1号機をてるてる広場に、25年度に第2号機を中央公民館、第3号機を石橋赤い橋付近に、26年度にはきたてしまプラザへ第4号機を設置し、市民への意識啓発に努めている。

2. 環境美化

5月のごみ減量・リサイクル推進週間及び9月の環境衛生週間に合わせ、各種の環境美化事業を実施している。

池田市不法簡易広告物除却活動員と共に、まちの美観、風致の維持のため不法簡易広告物の除却に努めている。

ごみ減量・リサイクル

循環型社会への取り組みとして、新聞や雑誌などの資源物の集団回収推進並びに各家庭への生ごみ処理機の普及促進に取り組むなど、ごみの減量とリサイクルの促進に努めている。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく廃家電4品目と資源有効利用促進法に基づく家庭用パソコンのリサイクルの促進にも努めている。

1. 再生資源集団回収

①実施団体数 … 108団体

②回収状況

（単位：

年度	新聞	雑誌	ダンボール	古布	空き缶	紙パック	計
24	1,177	344	422	975	181	1	1,881
25	1,111	633	923	076	181	1	1,773
26	1,052	333	823	569	191	1	1,777
27	971	321	822	568	191	1	1,664
28	888	314	223	653	191	2	1,551
計	5,204	4,663	3,142	3,553	933	6	8,499

2. 生ごみ処理機購入助成

年度	助成件数	助成金交付額
24	16	419,000
25	9	243,000
26	16	382,000
27	6	168,000
28	6	152,000
計	53	1,364,000

清 掃

一般家庭から排出されるごみの収集については、現在6区分8種類の分別収集を実施している。民間業者への業務委託は、平成24年4月から「粗大ごみ・燃えないごみ」及び「紙パック・新聞・本・雑誌・ダンボール」の収集を完全委託し、全11地区の「燃えるごみ等」の収集のうち平成26年10月から1地区、さらに平成28年10月から1地区を委託している。また、事業所から排出されるごみは、平成11年4月より一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬を行っている。

ごみの減量については、平成20年度より事業系ごみの減量化対策として、月3トン以上のごみを排出する事業者を「多量排出事業者」とし、減量計画書の作成や廃棄物管理責任者の設置などを義務付けている。また、平成28年3月には、「池田市一般廃棄物処理基本計画」の中間確認を実施し、更なる減量に努めている。

平成18年度より実施している「家庭ごみの指定袋制」については、更なる減量目標に向け、廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、平成24年度より燃えるごみ用指定袋の無料配布を福祉加算分を除き廃止した。併せて販売価格を従来より60%減額するとともに、クリーンセンターへの持込ごみ処理手数料を10kgあたり40円から60円に改定した。

ごみの処理業務については、日量180t(60t炉×3基)の処理能力を有するクリーンセンター(昭和58年9月完成)で多様化するごみ質に対応している。また、各設備の老朽化及び機能の高度化に対処するため、平成11年9月から平成13年3月までの2か年をかけて、ダイオキシン類削減対策及び施設の基幹整備(延命化)工事を行い、安定した処理業務に加え環境保全にも力を注いでいる。

大型化する粗大ごみは、30t/5Hの粗大ごみ破碎処理能力(破碎機)を有する粗大ごみ・不燃物処理施設(平成元年完成)において対処し、資源物回収に努めている。

また、焼却処理施設について、延命化・高性能化を図りながら、省エネルギー対策を推進する基幹改良工事を平成31年度までの4か年事業として開始した。

1. ごみ収集・処理

(1) 収集方法

市内のごみ収集は、全市を2地区に区分し、分別収集を実施している。

- ① 燃えるごみの収集 週2回
- ② 空き缶・空きびんの収集 月2回
- ③ 粗大ごみと燃えないごみの収集 月1回
- ④ 紙パック・新聞・本・雑誌・段ボールの収集 月1回
- ⑤ ペットボトルの収集 月2回
- ⑥ トレイ類の収集 月2回

(2) 手数料

収集・運搬・処分料	120円	10kgまたは0.04m ³ につき
処理施設へ搬入するとき	60円	

(3) ごみ収集処理状況（29年3月末現在）

- ① 収集人口 103,213 人
- ② 収集世帯数 47,459 世帯
- ③ 年間収集量 18,818 t
- ④ 年間持込量 11,670 t
- ⑤ 年間焼却量 28,218 t
- ⑥ 資源物処理量 2,110 t

(4) ごみ収集車両の保有状況（29年3月末現在）

車種	台数
機械車	17台
ダンプ	2台
小型ダンプ	4台
計	23台

2. し尿収集・浄化槽清掃

(1) し尿収集車両の保有状況（29年3月末現在）

バキューム車 2台

(2) し尿収集・浄化槽清掃状況

し尿収集件数		浄化槽清掃件数
定期（29年3月末現在）	45箇所	（年間）69件
臨時（年間）	343件	
公共（29年3月末現在）	4箇所	

(3) 手数料

① し尿処理手数料

ア. 定額制

便槽1箇所につき毎月定期収集する一般家庭について、世帯人員4人までは1世帯につき月額500円、4人以上は1人増すごとに100円加算

イ. 従量制

一般家庭の簡易水洗、事務所、事業所、その他これに準ずるものは、60ℓにつき240円

ウ. 臨時

工事現場等の仮設便槽の臨時的な収集については、1便槽1回につき5,000円

② 浄化槽清掃手数料

ア. 浄化槽清掃手数料

浄化槽容積1.5m³までは8,000円、1.5m³を超えるものは0.5m³までごとに2,000円加算

（但し、浄化槽汚泥処理手数料及び保守点検料を含む。）

イ. 保守点検料

浄化槽容積10m³までは1回につき1,000円、10m³以上のものは1回につき2,000円

緑 化

1. 保存樹木等の指定

美観風致を維持するために必要な樹木・樹林に対して、占有者又は管理者に資材の助成を行っている。

保存樹木等指定状況 (平成29年3月31日現在)

保存樹木	クスノキ・エノキなど	64本
------	------------	-----

保存樹林	神社・仏閣など24か所	(148,569㎡)
------	-------------	------------

2. その他の緑化

花いっぱい運動では花苗、資材等の配布を行い、市民団体等と協働で緑や草花によるうるおいのあるまちづくりを推進している。また、池田市環境保全条例に基づき緑化協定、緑化計画の事務を行い、池田市内の緑化の推進に努めている。

農 園 芸 振 興

1. 農業の概況

本市の農業は北部の細河地域の植木栽培と、南部の野菜栽培に二分することができる。植木栽培については、約470年余の歴史があり、全国に主要産地として知られ、各種苗木から庭木に至るまで多種類の植木を栽培している。

野菜栽培については、大都市近郊等の立地条件に恵まれ、神田地区を中心として軟弱野菜・エダマメ等を栽培している。

また、水稻については、作付面積は植木・野菜に比べて少なく、そのほとんどが自家消費分等となっている。

2. 農耕地の状況

本市の経営耕地面積は2015年農林業センサスでは、82haで、農家一戸当りの経営耕地面積の平均は、約0.28haとなっている。

3. 農園芸振興対策

(1) 農園芸振興事業

- ・ 農業経営支援事業を実施し、有機肥料の利用促進及び推進及び地場野菜のPR活動を支援することで、安心・安全な食作り並びに地産地消を推進した。
- ・ 細河植木見本園を拠点とした植木産業活性化に取り組み、細河地域や細河の植木産業のPR等を行った。
- ・ 農業、地場産業に対し、市民及び消費者に理解を深めるため、農業祭、さつき展などのイベントを開催し、市内農業、農産物のPRを行った。

(2) 農業後継者及び経営体育成事業

植木産業活性化事業及び認定農業者支援事業を実施し、農業後継者の確保・育成を図るとともに、意欲ある農業者の認定を行い中核的農業者の育成に努めている。

(3) 鳥獣被害対策事業

鹿・猪・アライグマといった有害鳥獣による農作物被害を防止するため、捕獲檻の設置をはじめとした捕獲活動及び進入防止用ネットの配布による被害防除活動の支援を行った。

4. 農家戸数及び経営耕地面積の推移(各年度2月1日時点)

年 度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
農 家 数 (戸)	397	348	334	314	292
経営耕地面積 (ha)	153	138	94	87	82

※「経営耕地面積」には、本市農家が耕作する他市町村の耕地も含まれる。

公園・緑地・墓園

1 都市公園開設状況

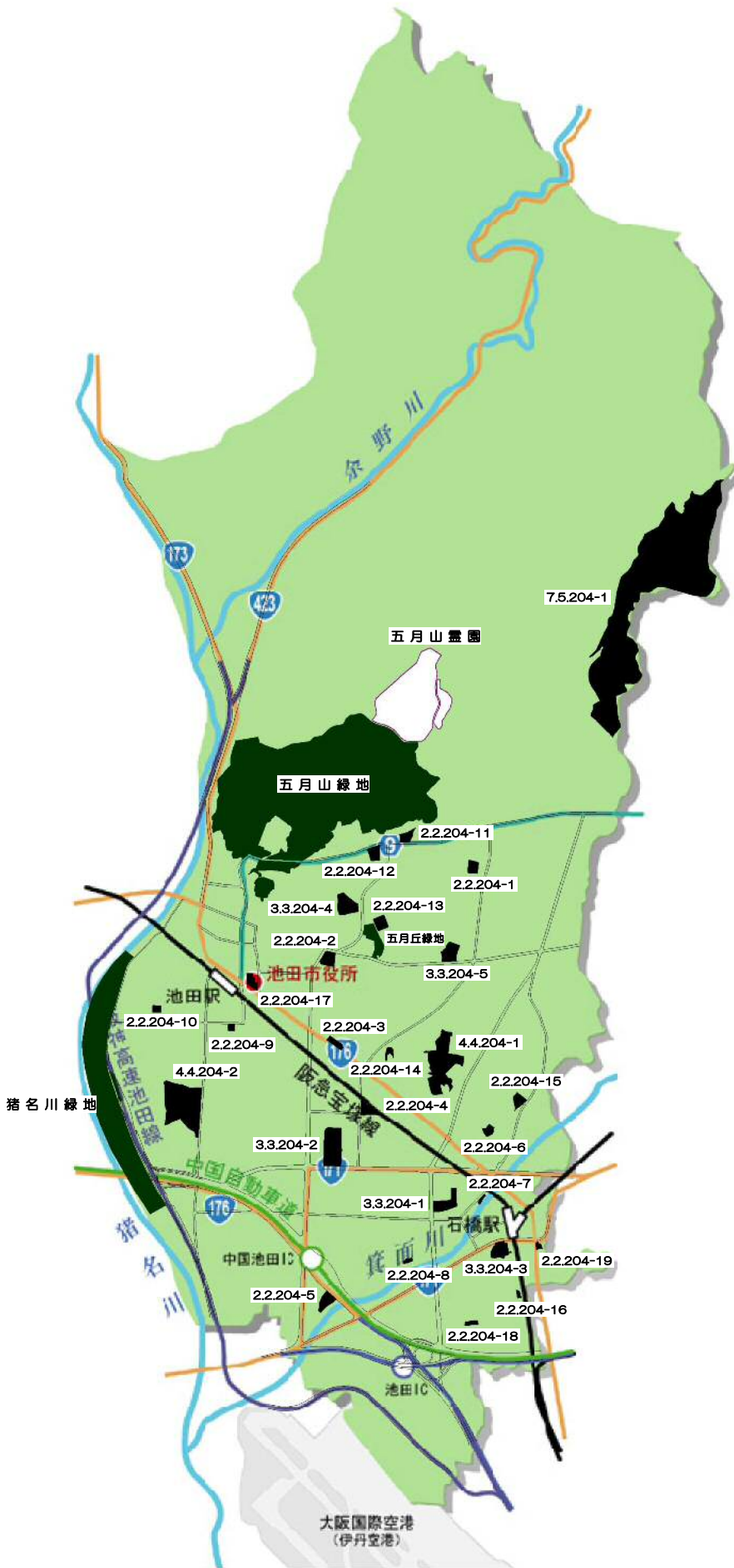
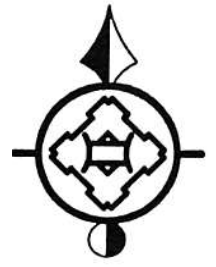
(平成29年4月1日現在)

種 別		箇 所	面 積 (㎡)
都市計画 公園	街区公園	14	53,144
	近隣公園	4	47,521
	地区公園	1	32,083
	小 計	19	132,748
都市計画緑地		3	1,003,693
小 計		22	1,136,441
その他公園		112	101,102
小 計		112	101,102
合 計		134	1,237,543
都市計画墓園		1	92,000

<市民1人当り都市公園面積> (墓園含まず)

$$\frac{\text{都市公園開設面積 } 1,237,543 \text{ (㎡)}}{\text{平成29年4月1日現在人口 } 103,213 \text{ (人)}} = 11.99 \text{ (㎡/人)}$$

池田都市計画公園図



番号	名称
2.2.204-1	渋谷公園
2.2.204-2	辻ヶ池公園
2.2.204-3	光明公園
2.2.204-4	尊鉢公園
2.2.204-5	豊島公園
2.2.204-6	井口堂公園
2.2.204-7	箕面川公園
2.2.204-8	東市場公園
2.2.204-9	満寿美公園
2.2.204-10	桃園公園
2.2.204-11	山之手公園
2.2.204-12	横岡公園
2.2.204-13	塩塚公園
2.2.204-14	鉢塚公園
2.2.204-15	石橋公園
2.2.204-16	石橋前池公園
2.2.204-17	池田駅前公園
2.2.204-18	石橋南公園
2.2.204-19	石橋玉坂公園
3.3.204-1	豊島野公園
3.3.204-2	夫婦池公園
3.3.204-3	石橋駅前公園
3.3.204-4	茶臼山公園
3.3.204-5	秦野公園
4.4.204-1	水月公園
4.4.204-2	神田公園
7.5.204-1	石澄公園

主な都市公園施設

施設名	所在地	公園名	面積	施設概要
五月山動物園	綾羽2丁目 5-33	五月山緑地	5,000 m ²	ウオンバット、アルパカ 他11種飼育
都市緑化植物園	五月丘5丁目 2-5	五月山緑地	53,000 m ²	緑のセンター 390.35 m ² レストフラワーホール 227.09 m ² 各種樹木見本園
テニスコート	八王寺2丁目 2-1	夫婦池公園	12,870 m ²	オムニコート 8面 練習コート 1面 芝生観覧席 駐車場 37台 管理棟 1棟
猪名川運動場	桃園2丁目 1782-1	猪名川緑地	130,330 m ²	簡易野球場 2面 サッカー場 1面 野球場 3面 ソフトボール場 3面 陸上競技場 1面 多目的広場 2面
猪名川駐車場	桃園2丁目 1782-1	猪名川緑地	3,580 m ²	駐車場 100台
五月山体育館	綾羽2丁目 7-1	五月山緑地	11,264 m ²	アリーナ 1,680 m ² 温水プール 25m ² プール 幼児用 ² プール トレーニングルーム 563 m ² 多目的ルーム 232 m ²
五月山緑地駐車場	綾羽2丁目 7-1 5-33 2253	五月山緑地	3,175 m ² 690 m ² 2,300 m ²	第1駐車場 67台 第2駐車場 28台 第3駐車場 65台
池田城跡公園	城山町 3-46	五月山緑地	15,600 m ²	櫓風展望休憩舎 1棟 管理棟 1棟 茶室 1棟 日本庭園 一式 空堀散策路 一式 多目的舞台 1基 東屋 1棟